

令和3年度 第1回ふじのくに消費者教育推進県域協議会 発言要旨

(県民生活課 若月課長)

- ・ただいまから令和3年度第1回目のふじのくに消費者教育推進県域協議会を開催する。
- ・本日の出席者は、お手元に配付した出席者名簿のとおり。会場に8人、リモートで7人がご参加いただく。
- ・リモートで参加されている方がいらっしゃるのので、構成員の皆様にお願ひがある。会議中発言される際は、最初にお名前をおっしゃってからお話いただきますようお願いする。またリモートで参加されている方は、発言する時以外はマイクオフにし、発言する時のみオンにするようお願いする。
- ・ここからは、鶴岡座長に進行をお願いする。

(鶴岡座長)

- ・本年度、第1回目の協議会については、3つの議題が用意されている。質疑の時間を後ほど設けているので、構成員の皆様には、様々なご意見を賜りたいと思っている。よろしく願ひする。
- ・出席者について、名簿に薪のマークが付いている方は新任の方である。今年度新たに本協議会にご参加いただくのでもよろしく願ひする。
- ・本日も参加いただいている静岡県教育研究会技術・家庭科教育研究部早川様には、一言ご挨拶賜りたい。

(静岡県教育研究会技術・家庭科教育研究部 早川校長)

- ・中学校だけでなく小学校でも消費者教育が推進されており、現在勉強を進めているところである。色々な方と繋がって、連携を図りたいと思っている。よろしく願ひする。

(鶴岡座長)

- ・静岡県消費者教育推進計画の総括評価について、事務局から説明をお願いする。

○ 第2次静岡県消費者教育推進計画の総括評価について

(県民生活課 楠)

- ・資料1-1をご覧ください、構成員の皆様には第2次静岡県消費者教育推進計画の進捗状況について確認をお願いしたい。
- ・第2次計画は、平成30年度から令和3年度の4年間を計画期間としており、現在4年目である。計画の推進にあたっては、この県域協議会において進捗状況を確認していただき、進捗状況と成果を評価した上で、社会経済情勢の変化にも対応しながら、PDCAサイクルによる継続的な改善を図っていくこととなっている。
- ・今回は次期計画の作成のため、計画の指標に関する昨年度の現状値とともに、総括評価として、これまでの主な取り組みの成果及び今後の課題と方向性について報告する。
- ・記載内容の通り、評価区分は静岡県の新ビジョン評価方針に準じて行っている。具体的には、資料1-1の裏面に評価の方法が記載してある。
- ・今回の評価書案は、一部数値によっては未確定のものもあるため、9月に予定している協議会で最終確認をしていただき、11月頃に公表することを予定している。
- ・また、これまでの進捗評価一覧は、数字のみとなるが経年の評価も確認できるようにしているため、参考としていただきたい。
- ・次に、資料1-2をご覧ください。第2次静岡県消費者教育推進計画では、9つの指標

を設定し、自ら学び自立し行動する消費者の育成に取り組んできた。このうち、7つが目標達成に向け順調に推移しているが、2つは目標達成に向けてより一層の推進が必要となっている。

- それぞれの指標を項目ごとに簡単に概要をご説明する。まず、(1)の消費者市民社会の理念の普及については、概ね達成をしている。
- 主な取組と成果としては、消費者教育出前講座を実施したほか、エシカル消費啓発サイトの開設など、消費者教育ポータルサイトを充実させてきた。また、消費者庁との共催のイベント「エシカル・ラボ in しずおか」などのイベントや消費者教育推進フォーラム等の開催、キャンペーンの実施等によって、エシカル消費の認知度向上を図ってきた。
- 今後の課題と方向性としては、持続可能な社会の実現に向け、エシカル消費を引き続き推進していくが、一般的にはエシカル消費というのが、義務的なものであるとか、倫理的なものであるというふうに、固く捉えられる傾向があるため、本県では、エシカル消費というのは、地球上の誰かを幸せにするものであると同時に、自分自身の心を豊かにするものであるとして、「人が幸せになるエシカル消費」として推進していきたいと考えている。
- また、学校での消費者教育については、成年年齢引き下げに対応する必要性が緊急的にあるということで、内容としてどうしても消費者トラブルの未然防止を優先せざるを得ないといった実情がある。今後、学校も含めた中において、社会に向けた色々な取り組みを実施していく必要があると考えている。
- 続いて、2ページ目に移る。(2)消費者教育の担い手となる人材の育成について、表のうち、消費者教育講師フォローアップ研修の受講者数が、より一層の推進が必要となっている。
- 主な取組と成果としては、消費者トラブルの未然防止や消費者市民社会の実現に向け、学校地域等における消費者教育の担い手である教員や、消費者教育出前講座の講師等を対象とした研修を実施し、資質の向上を図った。
- 今後の課題と方向性としては、市町によって、消費者教育の取り組み状況に差があるため、今後、消費者教育出前講座を十分に実施できていない市町に対して、県の消費者教育出前講座の積極的な活用を促していきたいと考えている。そのため、県は、消費者教育の新たな担い手となる人材の掘り起こしや、講師の養成を行っていく。
- また、指標の2番目の消費者教育講師フォローアップ研修は、黒丸(●)ということで、現状値が期待値の推移の-30%未満ということを示すが、令和2年度だけで見ると、139名が参加しており、令和元年度の102人から大幅に増加している。これは、昨年度、コロナ禍で、初めての試みとしてオンライン・オンデマンド研修を併用したことにより、受講者が増加したことによる。今後も、受講者が参加しやすいような目的や内容とし、適切な形態で実施をしていきたいと考えている。
- 次に、3ページに移る。(3)トラブルの未然防止と消費者の自立支援については、学校や地域等における消費者教育や啓発に取り組み、2020年度の消費生活相談における被害額は目標値を達成している。
- 主な取組と成果としては、学校や地域等において消費者教育出前講座を実施したほか、成年年齢引き下げに対応し、2020年度から高校生消費者教育出前講座を開講した。また、若者向け消費者教育ウェブサイトを開設し、それを活用した啓発も行った。小中学校に対しては、教育委員会の社会教育課の事業でネット安全・安心講座を開催し、情報モラル、情報リテラシーの向上も図ってきた。
- 今後の課題と方向性としては、成年年齢の引き下げに対応することが一義的に必要であるため、高校生消費者教育出前講座を引き続き実施していく。さらに、その保護者や大学生、専門学校生、新社会人等に対しても、消費者教育を実施していく必要があると考えている。
- また、地域住民や小中学校を対象とする消費者教育を効果的、効率的に実施するためには、市町が主体となっていく必要があると考えているため、県では、教育委員会等の関係部局が一体となって消費者教育の講師の養成、派遣等により市町を支援するなど、県と市町の連携

体制を構築する必要がある。

- ・続いて、4 ページ目に移る。(4) 地域における消費者教育の推進については、9 市町で消費者教育推進計画が策定されたが、協議会の設置は5 市町にとどまっている。
- ・主な取組と成果としては、県民生活センターにおいて消費者教育地域連絡会・連絡会議を開催し、情報提供や意見の交換を行った。また、市町や地域の実情を把握しながら、消費者教育の取組や消費者教育推進計画の策定を支援した。
- ・今後の課題と方向性としては、市町によって人員不足等の理由があり、計画策定や協議会の設置運営に係る事務そのものが負担となってしまう、相談対応や啓発等の実務を優先せざるを得ないという市町もあるという実情があるため、県では、市町での相談対応や消費者教育啓発等が円滑に実施できるよう、まずはそちらへの支援を充実させて参りたいと考えている。
- ・また、説明は省略させていただくが、消費者行政推進基本計画の評価書案についても、参考資料 2-2 の方につけている。そちらも参考としていただきたい。

(靄岡座長)

- ・事務局からの説明について、ご質問、ご意見等があればお願いします。

(消費者団体連盟 小林会長)

- ・総括評価に関する意見だが、9つの指標を設定し、しっかり目標を立て計画を立て、色々な部局と連携を図りながら、達成に向けて進んでこられたというのはいいことだと思う。また、コロナ禍で集合型の研修への参加者が少ない中、オンライン・オンデマンド研修を併用したというのはいい取組だと思う。

(常葉大学 星野教授)

- ・教員向け消費者教育講座について、受講者数を増やすことを成果としているが、講座を受ける前後での意識の変化や受講後の授業での活用など、講座を開催した後の受講者の状況の変化などを追跡し確認されると、非常に大きな成果として表れるのではないかと感じた。
- ・同様に、小中学校や高校での講座についても、実施校が増加していることは成果であるが、例えば、その講座を受けたことで子供たちの意識の向上が見られたという事がわかると更によいのではないかと思う。

(小楠司法書士)

- ・特に目立った意見はないが、静岡県を中心に頑張ってくださっているという印象である。

(靄岡座長)

- ・来年4月から成年年齢の引き下げがあり、消費者庁では全力応援キャンペーンを実施しているが、消費生活センターでは相談件数が増加し、その対応が非常に大変であると聞いている。弁護士や司法書士などの外部講師を積極的に活用することも対応策の1つなのではないかと思う。
- ・続いて、議題の2つ目、静岡県消費者基本計画の策定について、事務局の方から説明をお願いします。

○ 静岡県消費者基本計画の策定について

(県民生活課 楠)

- ・資料 2-1 をご覧いただきたい。これから申し上げる内容は、3月の県域協議会で説明した部分と重複するところもあるが、今回から新たにご参加いただいている構成員の方もいらっしゃるため、再度ご説明をさせていただく。
- ・県は、平成26年度に、消費者教育推進法を根拠とする消費者教育推進計画を策定し、現在、

第2次計画に基づき、自ら学び自立し行動する消費者の育成を目標とした消費者教育に関する施策を展開している。本日の協議会は、消費者教育を効果的、体系的に推進するための協議の場として設置しており、所掌事務の一つとして、教育推進計画の策定に関する構成員の方の皆様のご意見の調整や進捗状況の確認をお願いしている。

- 一方で、県は、平成22年度に、消費生活条例を根拠とする消費者行政推進基本計画を策定し、現在、第3次計画に基づき、消費者行政施策を展開している。
- これらの計画は、いずれも今年度で最終年度を迎える。次期計画では、整合を図りながら2つの計画をそれぞれに策定するのではなく、一体的に1つの計画として、策定する方向で進めている。
- 現行計画の内容を改めて説明する。基本計画は、消費生活条例に基づいて定められており、消費者行政に係る理念施策の方向性や、取り組み方針を表したものである。教育推進計画は、消費者教育推進法に基づき定められており、消費者教育に係る理念、施策の方向性や具体的な取り組みの方針を表したものとなっている。2つの計画は共に静岡県の新ビジョン総合計画の分野別計画として位置付けられており、計画期間が平成30年度から令和3年度までの4年間であることも同じである。
- 続いて、資料2-2をご覧ください。横版の大きな表で、一番左が現在の第3次消費者行政推進基本計画、真ん中が現在の第2次消費者教育推進計画となっている。
- このうち、点線に囲まれている部分が消費者教育に関する施策となっている。このように、消費者教育は消費者行政の一部でもあり、施策の方向性や取組などすべてが基本計画に含まれるものとなっている。そのため、現在も、基本計画の中にも消費者教育の施策が位置付けられている。したがって、次期計画では、表の一番右の静岡県消費者基本計画の骨子案の第3章の1「自ら学び自立し行動する消費者の育成」の部分を消費者教育推進計画と位置付け、2つの計画を一体化していきたいと考えている。
- 骨子案について、大まかに説明をさせていただく。まず、計画の名称については、今回の案では「静岡県消費者基本計画」となっているが、こちらは仮の名称ということで、今後検討していきたいと考えている。
- 内容としては、基本的には点線部分で囲まれている現行の消費者教育推進計画の第4章に記載されている4つの柱を、新たな基本計画の第3章の1「自ら学び自立し行動する消費者の育成」にそのまま移行していきたいと考えている。
- 詳しく説明すると、現行計画の第4章1「消費者市民社会の理念の普及」に相当するのが、次期計画の第3章(1)持続可能なくらしの実現に向けた県民意識の醸成、同様に、現行計画の2「消費者教育の担い手となる人材の育成」は、次期計画では(3)消費者教育の担い手となる人材の養成ということになる。
- また、現行計画の3「トラブルの未然防止と消費者の自立支援」については、新しい計画では、(2)ライフステージに対応した多様な場における消費者教育・啓発の推進、4の「地域における消費者教育の推進」については、新たな計画では(4)市町と連携した消費者教育・啓発の推進となる。
- それ以外の部分、現状と課題や計画の実効性の確保、体制などについては、2つの計画で共通する部分も多いことから、双方の内容を盛り込んで記載していく予定である。なお、消費者教育部分の重点施策としては、エシカル消費の推進と民法改正に対応した若者の消費者教育の2つを挙げている。
- 消費者教育部分については以上であるが、次期基本計画全体の特徴として、第3章に、新たに、市町との連携体制の強化というのを掲げている。本県では、市町での相談体制の整備が進んでおり、30の市町に消費生活センターが、消費生活センターの設置がない5つの市町にも、消費生活相談窓口が設置され、専任の相談員が相談対応をしている。現在、相談件数の約8割を市町で受け付けているという状況である。
- 一方で、市町での相談内容が高度化複雑化しており、市町だけでは解決困難な事案が増加を

- している。また、総括評価でも申し上げた通り、消費者教育の取組状況というのは、市町によってかなり差があり、人員不足等により消費者教育や啓発までなかなか手が回らないといった市町もあると伺っている。これらの課題を解決するため、今後市町との連携を強化するとともに、市町との一体的、効果的な推進体制を構築したいと考えている。
- ・ それでは、詳細について説明をさせていただく。資料を1枚めくっていただきたい。第3章の1については先ほど申し上げた通り、4つの柱を記載している。
 - ・ 1つ目は、(1)として、「持続可能なくらしの実現に向けた県民意識の醸成」とした。ここでは、前回の計画のように「消費者市民社会」という言葉は使用していないが、内容としては消費者市民社会の理念の実現を図るものである。文章の中でもそちらを表現していきたいと考えている。それから、②として、消費以外のエシカルな行動、例えばCO₂削減やプラスチックごみの削減など、今回は食品ロスも②に含めている。
 - ・ (2)では、場やライフステージ別に、実施主体と重点的に実施する消費者教育の内容を記載していきたいと考えている。
 - ・ ①の学校では、いわゆる成年年齢引き下げの対応や消費者トラブルを防止するための教育、それから、インターネットやSNSの正しい利用などの情報モラル、リテラシー教育が、主となってくると考えている。高校、大学、新社会人向けの教育は県が、小中学校向けは市町が実施主体となるよう、役割分担ができればと考えている。
 - ・ ②の地域等は、高齢者の被害防止や見守る者に対する見守りのポイント等、そういった教育がメインになってくるかと思う。地域では、高齢者向け見守り者については市町が、家庭については、先ほど申し上げたように高校生の保護者向け講座を行っていくため、まずはそこから広げていきたいということで県が実施、職域では、成年年齢の引き下げに対応して、新社会人に向けて県が実施という恰好で考えている。
 - ・ ③については、関連の教育と連携しながら実施していくということと、④については、消費者団体連盟さんや金融広報委員会さんなど、本日ご参加いただいている各機関の皆様方と連携しながら実施していきたいということと、内容として盛り込んでいきたいと考えている。
 - ・ 続いて、(3)は「消費者教育の担い手となる人材の養成」ということで、教員向け研修や消費者教育講師フォローアップ研修などを継続していくほか、新たな担い手の養成についても検討したいと考えている。
 - ・ 次に(4)は、「市町と連携した消費者教育・啓発の推進」としている。先ほどから申し上げているように、なかなか消費者教育まで実施することが難しいという市町については、県の出前講座を積極的に活用いただくなど、一律ではなく、市町の実情に合わせてきめ細やかに対応していきたいと考えている。
 - ・ なお、現在、各県民生活センターに消費者教育の取り組みを地域で共有したり地域の課題を解決したりするために、地域連絡会・地域連絡会議が設けられている。今回、基本計画と教育推進計画を一体化するため、市町との連携体制の強化も4つ目の柱として掲げていることから、各地域の連絡会についても消費者教育に限らず、消費者行政や消費者問題全般について協議したり、県と市の連携を図ったりする場として活用していくことを検討していきたいと考えている。その場合は、連絡会の名称を実態に合わせて変更していくことも含めて、今後、皆様方から意見を伺いながら検討して参りたいと考えている。
 - ・ 消費者教育の部分は以上となるが、消費者被害の防止と救済の部分について簡単にご説明する。基本計画では、今まで2にあった事業者向けの施策を3に、それから3にあった被害防止の救済を2にと、少し入れ替えをしている。
 - ・ 被害防止のところでは、2の(2)に「消費者の特性に対応した支援」ということで、現行にある高齢者や障害のある方の見守りに加え、増加している外国人や多重債務者への対応を入れさせていただいている。多重債務者については、新型コロナウイルスの影響で生活困窮者が増加していることへの対応や、ギャンブル依存症等への対応を新たに加えている。
 - ・ 3に事業者に関する施策をまとめて記載している。こちらでは、処分・指導と啓発注意喚起

を明確化し、悪質事業者については厳正な処分・指導を行っていくが、一部の事業者では、法令の理解不足が認められる場合もあるため、事業者への啓発・注意喚起にも力を入れていきたいと考えている。

- ・ 4については、先ほどから申し上げている通り、「市町の連携体制の強化」となっているが、これについては1、2、3の再掲として記載する部分も多くなってくると思うが、1つ柱として掲げている。
- ・ 最後に、指標について、計画全体で成果指標を1本、これまで申し上げた4つの柱というのは、消費者教育の部分、被害防止の部分、それから事業者指導の部分、市町の連携体制の部分になるが、この4つの柱ごとに活動指標を1本から2本設定し、また総合計画の指標とも整合を図っていききたいと考えている。消費者教育部分で言うと、次期計画では活動指標が1本から2本設定されるということになる。
- ・ 最後に、今後のスケジュールだが、資料は2-1の裏面をご覧いただきたい。そちらの5番にスケジュールが記載してある。今後8月に骨子案を審議会の方で審議をいただく。今日は骨子案ですが、実際の計画の案や指標の案については、9月中に再度の県域協議会を開催させていただき、ご意見を伺った上、同じものを11月に審議会でも審議をしていただく。12月に常任委員会で報告した上、パブリックコメントを受け、最終的に2月の消費者行政推進本部会議で確定をしていきたいと考えている。

(靄岡座長)

- ・ 来年度以降の計画については統合したものを作成していくということで、現在こういう形で考えているという案が事務局から示された。本案について、何かご質問、ご意見等あればお願いします。

(小楠司法書士)

- ・ 新しい基本計画の第3章「消費者被害の防止と救済」について、(1)で消費生活相談員の確保や資質向上というところがあるが、計画の本文中に、消費生活相談員の人数を増やす、あるいは待遇を改善するという趣旨の文言を入れていただきたい。
- ・ 消費生活相談員は専門職であるが、実際の業務は非常にストレスフルであるが、例えば賃金などの面で適正な評価がされているのか、外部から見ると少し疑問を感じるところがある。計画に、「県民のために業務に励んでいる相談員に、それに見合った手当を」という趣旨が謳われるのは、県民の一人としてもありがたいと感じる。
- ・ また、法令に詳しくない事業者が知らないが為に、ミスやエラーをしてしまうおそれがあることから啓発をという話があったが、私もそう感じる場所が多々ある。
- ・ 一方で、骨子案を見ると、不当な取引事業者や表示事業者に対する処分・指導が一番に記載されているが、行政指導や処分に行かない状態の「小さい悪」である早期の段階で、行政が個別に関わっていきけるような体制を拡充するような趣旨も、計画に入れていただきたい。さらに、こういったところである程度の行政職員の人数を割くような計画を立てていただければありがたい。
- ・ 「エシカル消費」というキーワードについて、県がこのキーワードや内容を一生懸命使って普及も図っているのは十分承知しているが、なかなか県民への認知度の向上に結びつかない現実があると感じる。このキーワードの設定について、可能であれば、議論できる場があってもいいのではないかと思う。

(労働者福祉協議会 鈴木会長)

- ・ 第3章の1の「自ら学び自立し行動する消費者の育成」の②「環境に配慮したライフスタイルの普及啓発」のところ、食品ロスについて言及と記載がある。
- ・ 食品ロスの削減計画は、2021年度中に県が策定し、それを受け、2022年度より各市町が作成

を始めていくスケジュールだと思うが、各市町のホームページで食品ロスの関係の取組の調べると、環境問題のみが取り上げられており、現状では、困窮者支援やフードバンク活動支援の部分は、市町ではまだ取り組んでいただけていないところがある。

- ・ 県の新しい基本計画の中では、余ったものを処分するための過程で排出されるCO₂を削減するといった環境問題に対する観点だけではなく、困窮者支援やフードバンク活動支援などの取組についても、入れていただきたい。
- ・ (2) 地域における消費者教育については、職域や新社会人に向け県が実施ということだが、県労協は県下各労働組合と太いパイプがあるため、職域での消費者教育の講座の実施などにおいて、ぜひ積極的に支援していきたい。

(消費者団体連盟 小林会長)

- ・ 施策の大柱の中に、「人が幸せになるエシカル消費の推進」があるが、私は2018年からSDGsの啓発を始め、2019年からSDGsとエシカル消費の啓発を行っている。県から受託している地域消費者生活講座の中では、現在ある6つのテーマのすべてをSDGsと絡めている。
- ・ エシカル消費については、人や社会環境や未来のことを考えた消費生活、それと対比する形でエシカル生産を謳い、生産者も人や社会環境や未来のことを考えた生産またはサービスの提供にしなければいけないということと呼びかけている。
- ・ また、SDGsの12番の目標に「つくる責任、つかう責任」があるが、その中でエシカル生産、エシカル消費、さらに食品ロスの話もある。食品ロスを無くすことで、困窮者支援として困窮者を助けることができる、餓死する人を減らすことができる、健康も保たれるようになる、教育もできるようになるといった具合に膨らませていくと、1つのことを達成することで、色々なところに波及し、SDGsの目標の達成に近づいていくのではないかと思う。
- ・ SDGsという言葉は、現在、新聞やテレビなど様々な場面で飛び交ってきているため、小さな子どもからお年寄りまでが関心を持ちやすい。消費者教育とSDGsとをしっかりと関連付けていくと、浸透していくのが早いのではないかと感じる。

(特別支援教育課 勝岡教育主査)

- ・ 特別支援学校では、高等部の生徒を中心に家庭科や公民科等で消費者教育の学習をしている。県の取組である出前講座の開催や消費者教育教材「社会への扉」の活用が非常に効果的であると感じる。
- ・ 成年年齢の引き下げに伴い消費者被害の拡大が危惧されているが、特別支援学校の生徒が巻き込まれてしまうおそれがあり、非常に心配している。本協議会での情報等を各学校の担当者に情報提供していきたいと思う。

(霧岡座長)

- ・ 成年年齢の引き下げに関して、特に特別支援学校に通われている生徒については「脆弱性が高い」という言い方をするが、そういった特性を持つ方が多い。特別支援学校だけを強調するわけではないが、そういった方に対して教育が行き渡るようにしていくという観点が必要になってくるのではないかと感じる。

(生活協同組合連合会 中村常務理事)

- ・ (2) の②に「地域等における消費者教育」とあるが、高齢者、高校生、新社会人以外の、就学前の子どもやその家庭に向けた支援ができるといいのではないかと感じる。
- ・ また、(4) の「市町と連携した消費者教育・啓発の推進」だが、それぞれの市町で地域性や特性があり、課題やうまくいった点などが出てくるかと思う。市町が必要としたときに県と連携が図れるような仕組みづくりをすることで、県と市町で共有できることや学び合うことが多くあるのではないかと感じる。

- ・ 2 (2) の「消費者特性に対応した支援」について、④まで事例が出ているが、それ以外にも保護者の目が届きにくかったり、保護者が配慮していても色々な問題を抱えたりされている若年層の方がいると思う。4つに特定せず、もう少し広い範囲で何か支援ができるのではないかと感じた。

(靄岡座長)

- ・ 消費者教育の部分では、「学校以降」ということで、未就学児の話が欠けていたと思う。
- ・ 消費者の特性については案の段階だと思うが、例えば、生活困窮者＝多重債務者というわけではないため、表現を少し考えた方がいいのではないかと感じた。

(高校教育課 片井教育主査)

- ・ 高校の場合は、公民、家庭科、商業科などの色々な科目の中で、SDGsなど、教科横断的な取組をしているが、教員の方がSDGsやエシカル消費についてどれほど理解できているか考える部分がある。SDGsという言葉は最近耳にすることが増えているため、聞いたことがあるという人は多いと思うが、部分的な内容しか理解できていないのではないかと感じる。
- ・ さらに、インターネットなどの情報の部分については、教員よりもむしろ生徒の方が詳しい部分があり、教員も研修などを通じて学んでいかなければならないと感じた。

(義務教育課 熊膳教育主幹)

- ・ 小中学校においても、指導要領の中で色々な資質能力を育成すると記載があるが、新指導要領の中には、消費者に関する教育ということで現代的な諸課題に関する教科横断的な教育内容も含まれている。主に社会科、家庭科、道徳等で、消費者教育を推進するというところで、各学校は教科の教育を通じながら指導しているところなのではないかと思う。
- ・ 計画の中にも、小中学校については、市町を支援するとの記載があったが、義務教育は基本的に市町教育委員会が所管をしているため、市町教育委員会に向けた消費者教育が充実するような支援を、今後検討していただきたい。

(静岡県教育研究会技術・家庭科教育研究部 早川校長)

- ・ 学校の家庭科の授業の中で活用できる様々な教材を用意していただき、非常にありがたい。
- ・ 一方で、現在は小学校も中学校もGIGAスクール構想である。校長会でも1人1台端末、静岡市はクロームブックを使用するということがあったが、そうした場合は、紙の教材だけではなくネット上で使えるような教材があると非常にありがたい。

(常葉大学 星野教授)

- ・ 若者の消費者教育について、小さい頃からという話が出ていたと思う。資料には高校や大学からと記載があったが、やはりもう少し前から取り組まなければならないのではないかと感じた。高校生が小学生に教えるなどのアイデアはとても良いと思う。成年年齢を意識した取組も、消費者教育そのものも、低年齢から工夫して行くとよいのではないかと感じる。
- ・ 消費者教育の分野においては、デジタル化がまだ進んでいないところがある。小中学校の義務教育段階で、デジタル化に配慮した取組への支援が行われるとよいのではないかと感じる。

(靄岡座長)

- ・ 事業者への啓発・注意喚起において、新入社員に対する教育などもあると思うが、事業者への指導や教育を通じて、消費者教育や消費者被害防止につながるという観点を入れていただければと思う。
- ・ 新しい基本計画によると、静岡県消費者行政推進本部が設置されることになっているが、行政推進本部と本協議会の関係はどのようになるのか教えていただきたい。

(県民生活課 若月課長)

- ・消費者行政推進本部は、すでに設置されている県庁の中のネットワークである。教育委員会も入っているが、計画を策定時などに暮らし・環境部の中の取組だけにとどまらないよう設置している。本協議会は消費者教育推進法に基づいた法定協議会であり、補足の違いになる。策定後も、現在と変わりはない。

(生活協同組合連合会 中村常務理事)

- ・第3章の1に、新規で「消費者志向経営」という言葉がある。消費者がどのように行動していくのか、企業や事業者がどのように経営を考えていくのかを考えるいい指標になるのではないかと思う。県民にわかりやすく行き渡るように入るといいのではないかと思う。

(霧岡座長)

- ・続いて、議題の3つ目の方に移る。本日は、地域連絡会・連絡会議を代表して東・中・西部の3カ所の県民生活センターの職員の方々が参加している。
- ・令和3年度の消費者教育の取組について、まず東部からご報告いただければと思う。どうぞよろしくお願いします。

○ 令和3年度の消費者教育推進の取組について

(東部県民生活センター 遠勢班長)

- ・令和3年度の地域連絡会議は、第1回目を7月19日に開催する。詳細については次回協議会で報告するが、テーマは、市町の消費者教育の取組としている。消費者教育をどのようにしたら自分たちが取り組めるか、効果的に実施できるかを、すべての市町に発表してもらい、意見交換を行おうと考えている。
- ・また、成年年齢の引き下げに伴い、若年層の消費者被害やトラブルの増加が危惧されているため、昨年度から高校生出前講座を実施している。来年度には、同じ高校生で同じ教室に座る誰かは成年、また違う誰かは未成年といった状況が生まれてくるため、成年年齢の引き下げが自分にどう関係してくるのか、成年になるとどう違うのかということを読んで自覚してもらえるような講座を展開している。その結果、多くの学校から申し込みをいただいたが、中にはどうしても出前講座の時間が取れないという学校もあった。
- ・そこで、東部では、出前講座の希望のなかった学校に、学校での取組状況もお尋ねしながら、改めて直接働きかけを行った。お配りしたチラシのとおり、伝えたいことや知ってもらいたいということを3つにまとめ、担当の先生にお話をさせていただいた。
- ・働きかけにより、新たに講座の申し込みをしてくれた学校が3校出てきたり、生徒にチラシを配ったりした学校も出てきた。それでも難しいという学校は、ホームルーム等の短い時間の中でこのチラシの内容をお話いただくようお願いし、先生の説明用の資料を作成し、併せてお送りした。
- ・さらに、県民生活センター内にはしずおかジョブステーション東部があり、高校生の模擬面接指導を行っているため、その際、希望がなかった学校等にはチラシを配布し、ジョブステーションの職員から簡単に紹介や説明をしていただき、少しでも当事者になる高校生に届くような活動を行っている。

(中部県民生活センター 鈴木主任)

- ・中部は従来から、中部地域連絡会のメンバーを固定せず、その時々地域の課題に対応するため、話し合いをしてきた。今年は6月29日に集まいただき、各市町の出前講座の状況等を報告していただいた。また、焼津中央高校の先生にもご参加いただき、出前講座の実施や消費者教育の実情についてお尋ねした。

- ・今まで開催した連絡会の実績としては、静岡市で作ったエブリデイ消費者という中学生用の消費者教育教材が非常に良いものであり、中部管内の市町から活用したいという声が多く挙がったため、共同印刷を行い、コストを下げたということもやっている。
- ・また、今年度の中部県民生活センターの取組として、「若者による若者のための消費者教育」を行う。従来から、管内の大学や高校等と協働し、学生に自ら啓発資材を製作してもらおうという体験型消費者教育に取り組んでいる。これはアクティブラーニングということで、講座をただ聞くだけではなく、自ら体験をするということにより効果を高めるということがねらいで、平成29年度から始めた取組である。常葉大学の星野先生にもご協力いただき、平成29年度は消費者川柳カレンダーを作成した。高齢者施設や病院で非常に好評で、現在でも使ってもらっている。
- ・平成30年度は静岡大学の学生に架空請求の防止のための講座を作ってもらい、DVDを作成した。令和元年度は、相良高校の生徒が小学生向けのネットトラブルに関する教材の製作を行っており、高校生からも小学生からも非常に勉強になったと聞いている。
- ・今年はいった取組をより進め、静岡サレジオ高校と連携し、生徒自ら消費者教育をどう進めたらいいかを考えてもらい、キャッチコピーや啓発資材などを作成してもらおうと考えている。また、最後には作成したものを自分たちで発信してもらおうということを考えている。
- ・こういった取組を実施する背景として、高校生に「誰からの情報が最も耳に止めたり、信じているのか」を聞いたところ、全員が友達や知人、有名人のSNSの情報という回答であり、国や県、市からの行政情報や学校の先生や親からの教育・指導的な情報と回答した生徒はいなかったという実情がある。高校生はやはり友達のことは信用するが、他のことはあまり耳に止めない傾向が強いと考えている。
- ・進捗状況については、静岡サレジオ高校で6月14日に2年生152人に向けた講座を実施し、その中で、本事業を実施していただく生徒を募集したところ、数人希望が挙がったということで、今後調整を図っていきたいと考えている。

(西部県民生活センター 藤井班長)

- ・令和3年度における西部地域連絡会の取組について、第1回連絡会を6月17日に開催している。議題としては、若者への消費者教育、高齢者の見守りについて取り上げている。
- ・中でも議題となった若者への消費者教育については、当センターも管内の全高校に高校生消費者教育講座等の実施を促している。年度当初に出前講座の実施予定がなかった学校にも、再度実施を促したが、その結果、管内の全高校等において消費者教育が実施予定となっている。内訳は、管内の63校の学校のうち、高校生消費者教育出前講座について実施予定の学校は37校、自校の家庭科等の授業内で消費者教育を実施する学校が22校、その他として司法書士会の方で出前講座を実施する学校が1校、他校と合同で高校生消費者教育出前講座を実施する学校が1校ある。
- ・この中で自校において実施する学校22校については、別添の西部県民生活センターで作成した啓発資料、これはまだ推敲前のものであるが、これを配布して授業等で活用してもらおう予定である。実施予定の学校は2校であるが、これは前年度において、生徒全員が、高校生消費者教育出前講座を受講しており、隔年での実施を希望した学校である。
- ・また、西部県民生活センターにおいては、6月11日に消費者教育の推進をテーマに、県政さわやかタウンミーティングを開催している。静岡県消費者団体連盟西部支部員10人から、コロナ禍における新しい日常を踏まえた啓発の仕組みづくりの必要性、世代に応じた啓発手段の必要性について、ご意見をいただいたところである。

(県民生活課 稲森)

- ・先ほどから議題に挙がっている成年年齢の引き下げに伴い危惧される消費者被害防止のために、若者の消費者教育についてさらに充実を図っていきたいと考えている。今後の展開につ

いて皆様からご意見をいただき、事業に反映していきたい。よろしく願います。

- ・若者の消費者教育推進については、令和3年度は成年年齢引き下げ前の最終年度に当たるといことで、国の関係4省庁が連携し、実践的な消費者教育を徹底していくことを目指す「成年年齢引下げに伴う消費者教育全力キャンペーン」が出され、推進されている。こちらには、高校や大学における実践的な消費者教育の推進が述べられている。詳細は割愛をさせていただきますが、参考資料5をご参考としていただきたい。
- ・続いて、県の取り組みの全体像につきましては、資料3-4をご覧ください。令和3年度も表の通り、消費者市民社会の理念の普及、消費者教育の担い手となる人材の育成、トラブルの未然防止と消費者の自立支援、地域における消費者教育の推進等の4つの施策の柱に沿った取り組みを進めていく。
- ・次に3-5をご覧ください。資料に記載しているグラフは、昨年度と今年度の県内の未成年者と22歳以下の成年の消費生活相談と、平均被害額の推移を示している。相談件数、平均被害額のどちらも、22歳以下の成年の方が大きくなっており、成年後は、やはり消費者トラブルに巻き込まれやすくなると考えられる。
- ・また、令和4年度の成年年齢の引き下げに伴い、18歳、19歳の若者が未成年取消権の対象から外れる。現在の高校2年生3年生は令和4年4月になると、一斉に成年になるということから、高校生自身が消費者被害から身を守るための基礎的な知識を習得するという事は、非常に重要である。
- ・そこで、県の取組について、若者への情報発信、高校等における消費者教育、消費者教育の担い手の育成と、大きく3つについて取り組んでいく。まず若者への情報発信として、若者向けの消費者被害防止サイトや、生活情報誌「くらしのめ」で、消費者トラブルの注意喚起を行う。生活情報誌「くらしのめ」については、今年度は年4回、紙ベースとデータで発行し、4回のうち1回は若者に向けた内容を中心に扱い発行する予定である。作成後は、市町や県民生活センターに配布し、高校生出前講座内での配布をはじめ、庁内や公民館、図書館や病院等への配架にご協力いただいている。
- ・次に、高校学校等における消費者教育出前講座の実施については、こちらは昨年度から、県内の県立・市立の高校、特別支援学校の希望校を募り、年間計画を立て、講師を学校に派遣するという高校生出前講座を実施している。令和2年度の実施校、令和3年度の実施予定校については、表の通りである。昨年度は新型コロナウイルスの影響で中止や延期となった学校もあったが、県内公立高校、特別支援学校の約半数で実施した。
- ・令和3年度については、私立高校も含めて実施する予定で、私立高校を含めて約7割の学校での実施を予定している。
- ・また、若者の消費者被害防止のためには、若者だけではなく保護者の方も若者が被害に遭いやすい商法の手口などについて知っておく必要があるということから、生徒だけではなく、保護者に向けた出前講座の実施を考えている。
- ・資料3-7をご覧ください。昨年度は、静岡県公立高校PTA連合会において講座の周知を行い、今年度は地区PTAに向けた周知を予定している。裏面に、今年度の地区PTAの研修会日程を載せている。まだ、新型コロナウイルスの収束が見られないことから、書面開催や中止になった地区もすでにあるが、現時点で実施予定の富士・富士宮地区、清水地区、静岡地区、磐田地区の4地区については、講座の概要説明やミニ講座の時間をいただけないか、担当の先生を通じて調整をさせていただいているところである。
- ・次に、3-5の3ページ目をご覧ください。消費者教育の担い手の育成として、消費者教育講師フォローアップ講座と教員向け消費者教育実践講座の実施を予定している。消費者教育講師フォローアップ講座については、消費者教育講師の資質向上を目的とした研修を行う。昨年度は、東・中・西部でそれぞれ1回ずつ、高校生、障害のある方、高齢者の3つの対象に応じた講座の展開方法と指導ポイントを扱う内容で実施した。今年度は詳細については未定だが、1月から2月に開催ができればと考えている。

- それから、教員向けの消費者教育実践講座については、参考資料3として、講座の案内チラシを付けさせていただいているが、先週、県内の公立・私立中学校、高等学校、特別支援学校あてにチラシを送付させていただいた。7月末まで募集し、8月17日に県浜松総合庁舎で、対面講座と録画配信によって実施する予定である。
- また、情報モラル研修については総合教育センターで7月27日に実施予定、教員免許更新講習については、静岡大学で7月20日に、常葉大学で8月10日に、消費者教育をテーマとした講座を実施する予定である。
- 説明は以上になるが、先ほどの消費者基本計画の質疑の際に、消費者教育に関するご意見をたくさんいただいた。そちらでいただいたご意見も反映させていきたい。

(靄岡座長)

- 最後に構成員より今年度の消費者教育の取組についてご説明いただきたい。まず、消費者団体連盟から願います。

(消費者団体連盟 小林会長)

- お手元の資料の中にピンクの印刷物で、SDGsと私たちの暮らしというものがあるかと思う。配布させていただいたのは、5月1日現在の情報を盛り込んだものである。
- この資料や替え歌、SDGsとエシカル消費という黄色い資料があるが、これらを基に、県の委託事業を進めている。色んなテーマとドッキングさせ、話をさせていただいている。
- 今年度もSDGsと絡めながら消費者教を育行っていきたいと思っているが、高校生や大学生以前の消費者教育も大事だということで、幼児期からの消費者教育を行っていきたいと考えている。

(社会教育課 河合主任)

- 携帯スマホルールアドバイザー養成講座ということで、県内の義務諸学校の保護者を中心に、アドバイザー養成講座の受講生を募集している。また本年度については、養成講座と合わせて養成講座を既に受講していただいた方に向けたフォローアップ研修を、同日の午後に予定している。
- 保護者の方を中心に募集しているが、地域の方にも呼びかけを行っているため、関係される機関等ご周知をいただければと思う。よろしく願います。
- 親子で話そう我が家のケータイ・スマホルールということで、こちらは県内の義務諸学校に配布させていただいているものを、参考までに添付をさせていただいた。

(靄岡座長)

- これをもってすべての議題が終わり、時間の関係もあるため本日の協議をここまでとし、進行を事務局にお戻しする。

(県民生活課 若月課長)

- 靄岡座長ありがとうございます。今日いただいた意見を踏まえ、また我々の方の中で議論をしたい。
- 最初の総括評価の中で、教員向けの講座を開催した際に、それを受講した教員の意識が高まったかどうかもお話をいただいた。講座を受講した教員がその後、学校での消費者教育に活用していただいているのかといったところの確認も必要ではないかと思った次第である。
- それから、消費生活相談員の待遇改善というお話をいただいた。消費生活相談員が苦勞されている割には、その処遇が伴っていないところは重く課題認識している。計画の中に記すということは、まず県の相談員については、県の中で、県の職員としての待遇改善につなげて

- いかなければならない。また、県が動けばそれは市町にも波及することもあるため、何とかそこを反映させていきたいと、少なくとも計画にまず反映させていきたいと思っている。
- ・法令を知らない事業者に対する教育啓発について、やはり消費者被害を少なくしていくためには、事業者に対する教育ということで、大悪になる前の小さい悪の段階で接触していくことは取り組んでいきたいと思う。
 - ・小林会長からは、SDGsのお話をいただき、消費者教育というのは実は、エシカル12番目の目標だけではなく、色々なことに繋がるということで、エシカル消費とは言うなればSDGs消費だということは認識している。委託事業の中でそういったことをやっていたらいいと思うのは、非常にありがたく思う。
 - ・それから、食品ロスのお話をいただいた。食品ロスの計画を今年県が作るため、我々の計画の中に食品ロスのお話も載り、食品ロスの計画の中に消費者行政のお話も載せていくよう連携協力を図っていききたいと思う。また、職域への消費者教育について、我々も消費者教育の場をどうやって開拓していくのかということを検討している。職域への場の開拓に論争していなかったところもあるため、今後ご協力いただき、そちらへの場の開拓もしていきたい。
 - ・それから、未就学児や小中学校の義務教育の段階での消費者教育については、小中学校の教育委員会があるため、まずは市町の方でと考えていたが、昨年度市町を巡回した際に、なかなか市町の消費者行政部門で教育の担い手のところに時間が割けないということもあるため、そこは県も協力して進めていきたいと考えている。
 - ・市町に応じた支援として、3つの県民生活センターが管内市町のそれぞれのニーズに応じた支援をしていくことを計画の中に反映させていきたいと思う。また、消費者の特性に応じたところで、こちらは4つに限定されるものではないとお話をいただいた。特に今デジタルが一気に進むと、高齢者が被るかもしれないが、やはりデジタル弱者が出てくる。その新しい社会的弱者、そのデジタル弱者は消費者被害に遭いやすいため、そこも考えていきたいと思っている。
 - ・今日色々議論する中で感じたこととして、消費者教育の話だけではなくて、消費者行政全般の計画のお話をさせていただいた時に、教育に限定されずに、それ以外のお話もいただけたということは、やはり消費者教育を特出しして議論することは難しいところがある。
 - ・さらに、消費者教育推進地域協議会・連絡会議で、それぞれの地域で消費者教育を進めているが、そこの中に管内市町が入っているため、消費者教育はもちろんだが、それに限定しないような形で、各地域で議論できる場を作る方向で検討を進めていきたいと思っている。
 - ・また、本日総括評価の確認をいただいた第2次消費者教育推進計画については、8月25日に県の消費生活審議会において、この協議会を代表して鶴岡座長に出席いただき、ご報告をお願いしたいと思っている。また、来年の4月に成年年齢の引き下げが迫っており、今年度はまさに消費者教育を全力で進めていく必要があるため、構成員の皆様方にも引き続きご協力を賜りますようお願いしたい。
 - ・次回の開催は、9月の中旬を予定している。日程が決まり次第、改めてお知らせしたいと思っている。
 - ・以上で、令和3年度、第1回ふじのくに消費者教育推進県域協議会を終了する。本日はご出席いただき、誠にありがとうございました。